

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が平成28年6月29日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成28年5月13日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成10年5月26日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法による保護を開始した。
- 2 平成28年3月15日、請求人は障害基礎年金の遡及分を受領した。
- 3 平成28年5月13日付けで、処分庁は請求人に対し、法第63条に基づく費用返還決定（以下「本件決定」という。）を行い、通知した。
- 4 平成28年6月29日、請求人は大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

障害基礎年金全額返金請求する。

請求人は17年前から関節リューマチと診断され、それ以後治療をしているが、だんだんと関節の変形と「こし」からの痛みで長いきよりも歩けなくなり、左手のしびれ、右ひじの変形、5年前から日じょう生活にししようがあり、入院、手術との繰り返しで「手首の手術、右ひじの人工関節、こし、膝の人工関節、左足のこうの骨を削る手術」をしている。

そこで、障害基礎年金の手続きをし、平成27年8月に決定されたので処分庁の担当の人に言った。とうぜん年金分のお金を取り戻すので保護費で生活費は前とかわらないギリギリの生活をしている。

子どもは20才なので保護からはずれ、請求人の生活費だけで親子2人生活している。

子どもは家でひきこもり、外へは出ず学校も中退している。病院にもつれて行つたけど、自分はどこもわるくないと言って、それ以上何もいえない。病院行くと、お金もかかるが、すぐ体調をくずすので、何も言わずそっとしている。やはり何か思いつめると体調くずし病院へいったりし、かなりのしゅっぴである。

それに健康保険代、光熱費、水道代、かい物に行っても消費税がついてくる。

それなのに、保護費は上らない下がるばかりでギリギリの生活なので、障害年金をさかのぼっての請求をして、もし、決定されると、光熱費、国民健康保険代、生活費のたしにできるかもと請求をした。

手続きをした結果、決定され入金された。この事を担当の人に言うべきかまよつた。と言うのも、去年の冬フロのリモコンがごさどうをおこし、リモコンのスイッチもおしていないのにチャイムがなったり、スイッチが入りおゆはりをしたりして、修理費に2万ぐらいかかると言われ、担当の人に何とか助けてもらえないかと言つたが、できません、自費でして下さいと言われた。そんなよゆうがないのにつきはなされ、何の対象も考えてもくれず、だめです、自費ですと言われた事があるので、もし、これからも住宅に住んでいるかぎり何かがこわれる、いつこわれるかわからないが、その時は、自費で修理をしなくてはいけないので、その時のためにもお金をおいておこうと思ったのであるが、もし、その年金が入ったとわかり保護を切られると思い、しょうじきに言ったら、やはり全額返金と言われた。でも請求人には、そのお金が必要なのである。

請求人親子2人の生活費 生きて行くために。

それに、平成28年7月26日に入院を手術をする。

その時に子どもは電気代、水道代、食事代、そういった時にいるのである。

こん後請求人も体調が悪くなり、入院、手術、そんなくりかえしになるおそれがあ

ある。その時、請求人が入院すればその分保護費が少なくなる、そのためにも基礎年金返金した金額 709,616 円を全額返金を請求する。

(2) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

本件決定通知書には、「1. 返還金額 709,616 円」「2. 返還理由 請求人は平成28年3月15日に平成26年7月から平成27年5月までの未支給の障害基礎年金の遡及を受けました。そのため、平成26年7月1日から平成28年3月までに支給した保護費のうち、709,616 円については、法第6.3条の規定により『資力があるにもかかわらず保護を受けた時』に該当し、費用返還の対象となります。支給された障害基礎年金 709,616 円を、法第6.3条に基づく費用返還決定をします。」との記載がある。

(3) 審理員が平成28年12月19日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 弁明書の中で年金2級（月額65,008）の収入があり、月額を差し引いた金額 保護決定通知書には、生活扶助（31,822円）、住宅扶助（23,900円）と書かれてた。

平成27年8月にケースワーカーから電話があり生活扶助に障害加算金がプラスされますと連絡があった。でも、保護決定通知書には、障害加算金の金額も書かれていないので、平成28年12月5日にケースワーカーに聞くと、この弁明書を書いたのは、今のケースワーカーで以前のケースワーカーのAではない事がわかり、加算金は生活扶助に入っている、加算金の書くらんがないので、書いてませんとの回答。こう言う事は、キッチリ書いてもらわないとわからない。

イ 平成28年4月6日に記帳したうえ処分庁に持参するように伝えるも、請求人に拒否されたと書かれているが、709,616 円の振り込み（障害年金）がある事をケースワーカーに報告をしたうえで全額返金と言われたので請求人の今の生活の状況を話した。

それから同年5月に電話があり、銀行の通帳を見せるように言ってたので、同月18日の午後の2：00に行きますと言って電話を終り、通帳を見せるのに拒否などしてはいないまったくの事実無根である。

ウ 年金が入金され、平成28年3月16日30万さきに引出しており、それから同年5月18日に約束していた時間までにカードで32万引出しケースワーカーのAの所に行き通帳を見た。そして、全額引出して来てと言ったが、さきに32万引出しているので、"これ以上カードでは引出せないと言ったが（カードで引出せる金額は50万で何度も市役所にある銀行のキャッシュカード引出機に行き引出そうとし

たがむりだった)、まだ通帳にお金あるじゃないですかと言われた。けど、引出せないのは事実であり、今もっている30万を返金をし、のこりのお金も分割払いにしてもらった。同年5月30日20万ケースワーカーに手わたし、同年6月14日209,616円で全額返金した。

よって、年金返金にたいしてごういんに拒否はしていない。

エ この反論書を出しても請求人の言っている事もたぶんわかってもらえない。それに年金が入金されたのも事実なので、もうこれ以上反論をしてもむりなのはわかるので、この反論書の手紙を出して、請求人のほんとうの気持ちがわかってもらえばいいと思う。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成28年11月10日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至る経緯

平成27年3月3日に請求人から処分庁の担当ケースワーカー(以下「ケースワーカー」という。)に障害基礎年金(以下「年金」という。)の受給資格があるかもしれないと相談があり、医師の診断書が必要だったため、処分庁がB病院に年金の文書料請求書を送付した。同年6月16日にケースワーカーが請求人に「法第61条に基づく収入の申告について(確認)」を説明し、請求人は同意のうえ署名捺印をした。同年7月14日に請求人が年金2級の認定結果が出たとして、請求人は処分庁に年金証書を持参した。年金証書では初回入金日が未定であったため、ケースワーカーは請求人に対して、年金振込通知書が届き次第、処分庁に提出するように伝えた。同年8月17日に請求人から処分庁に年金振込通知書の提出があり、同年8月1日より年金2級(月額65,008円)の収入認定を開始した。

平成28年3月31日に請求人から処分庁に対して、年金の遡及分として780,100円の収入があった旨の申告があり、請求人は収入申告書及び年金支払通知書を処分庁に提出した。ケースワーカーは請求人に年金遡及分は、法第63条により資力があるにもかかわらず保護を受けたときに該当するため、返還してもらう旨を説明し、後日、金額と返還方法を伝えることとしたが、請求人から年金遡及分の一部を既に消費したため返還できないとの申し出があった。ケースワーカーは請求人に残りの年金遡及の残額分は消費しないように注意をした。

請求人が申告した金額(780,100円)と年金支払通知書の金額(709,616円)に相違があったため、同年4月6日にケースワーカーが請求人に電話連絡をし、年金遡及分の振込先である通帳を記帳したうえで、処分庁に持参するように伝えるも、請求人に拒否された。そのため、処分庁は、同日付で年金遡及分の振込先であるC銀行に法第29条調査を行い、同年5月9日に同銀行より回答を受けた。

その回答書により、同年3月15日に請求人の口座に709,616円の入金があったことが判明した。

処分庁は、法第63条の決定を行い、同年5月13日付け本件決定通知書を請求人に通知した。同月18日にケースワーカーが請求人に対して年金遡及の未消費分は一括返還し、残額については分割での返還を提案した。同日、請求人は処分庁に履行延期の申請を行い、また、持参していた300,000円を返還した。

処分庁は請求人が申告したとおり3回の分割により履行延期承認決定を行い、同月25日付け「履行延期承認通知書」により通知した。

イ 処分庁の意見

平成28年3月15日に請求人が受け取った709,616円は、年金の遡及分（平成26年7月分から平成27年5月分まで）であり、平成26年7月1日から平成28年3月31日までに支給した保護費1,723,096円のうち、709,616円については、「法第63条」及び「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-6答（1）により「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当し、費用返還の対象となる。

また、平成27年6月16日にケースワーカーが請求人に「法第61条に基づく収入の申告について（確認）」により、収入申告及びその理由について説明をし、請求人は同意している。したがって、本件決定については、違法又は不当な点はなく、請求人の主張には処分取消理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきものである。

（2） 処分庁から提出された証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成27年6月17日付けのケース記録票には、「訪問（保護世帯 同月16日）請求人宅訪問。（中略）請求人の長女（以下「長女」という。）の進学・通院・世帯員増の相談など、世帯の状況に変化があれば報告するようにと伝える。（中略）『法第61条に基づく収入の申告について』の内容を読んで説明を行う。自分で再度読んでから記入捺印し、来所時に提出すること。」との記載があり、同日付けの処分庁の受理印がある。「法第61条に基づく収入の申告について（確認）」には、「法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、処分庁に申告する義務があること。（中略）以上のことにつきまして、担当者Aより説明を受け、理解しました。」との記載があり、同日付け請求人の署名捺印の記載がある。

イ 平成27年7月14日付けのケース記録票には、「来所（同日） 請求人来所。年金2級の認定結果が出たと、年金証書提出。初回入金日については未定であるため、入金額決定通知書が届き次第提出するようにと伝える。収入認定について説明を行う。」との記載があり、また、請求人の年金証書には、「障害等級 2級」との記載

がある。

ウ 平成27年8月17日付けの保護決定調書には、「適用年月日 同月1日、開廃等の理由・通知案 請求人の年金2級の認定による。(中略)、加算 障イ 加算額計 17,530、収入充当内訳欄 収入金額 障基礎2 65,008」との記載がある。

エ 平成28年3月7日付けの年金支払通知書には、「同月の支払額 709,616円、支払対象期間 平成26年7月から」である旨の記載があり、平成28年3月31日付け収入申告書の「3. 就労外の収入欄」には、「種別 年金、受領月日(直近) 3月15日、収入額 780,100」との記載があり、同年5月2日付けのC銀行からの回答書には、「日付 平成28年3月15日、入金 709,616、備考 振込 トウキヨウ シンコクミンネンキン コウセイネンキン」との記載がある。

オ 平成28年3月31日付けのケース記録票には、「来所(同日) 請求人来所。3月中に障害年金の遡及支給(780,100円)を受けたと収入申告書提出。資力発生日よりこれまでに支給した保護費を計算の上、返還方法を決定すると伝える。(中略)既に世帯分離中の長女の奨学金の返済や光熱費などで300,000円程遣いこんだ後なので返還出来ないと言う。」との記載がある。

カ 平成28年5月9日作成の返還金調書には、「内容 同年3月15日に年金の遡及分(平成26年7月から平成27年3月までの579,600円と同年4月から同年5月までの130,016円の合計709,616円)を受けたため、709,616円を返還決定額とする。資力がありながら若しくは不正に保護の適用を受けた期間 平成26年7月1日~平成28年3月31日、上記期間に支給した保護費《明細書別添》1,723,096円、資力709,616円、実際に返還・徴収を求める金額709,616円」との記載があり、別添の保護金品支給台帳には、「支給年月日 自 平成26年7月1日 至 平成28年3月31日 合計 1,723,096円」との記載がある。

キ 前記1 請求人の主張の(2)と同一書類

ク 平成28年6月30日付けのケース記録票には、「返還金記録(同日) 年金の遡及分である返還金(709,616円)返済確認済み。」との記載がある。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第6・3条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定め、また、法第6条第3項において、「この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。」と定めている。
なお、「保護の実施機関の定める額」とは、全額を返還させることが不可能、或いは不適当である場合もあるから、額の決定を被保護者の状況を知悉しうる保護の実施機関の裁量に委せたものであると解されている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のアの(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (5) 問答集の問13の5の「法第6・3条に基づく返還額の決定」の答(1)は、「法第6・3条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と記している。
- (6) 問答集の問13の6の「費用返還と資力の発生時点」の答(1)は、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第6・3条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。」と記している。

ている。

(7) 生活保護費の費用返還及び費用微収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 1 「法第63条に基づく費用返還の取扱いについて」の(1)「返還対象額について」において、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、⑤において、「遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。」としている。そして、(2)「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」として、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。(ア)保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること②当該費用返還額は原則として全額となること③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと(イ)原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」と記載している。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書（以下「答申書」という。）の要旨について

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

前記1の(5)から(7)のとおり、法第63条に基づく返還は原則、全額を返還額とすべきとされており、特に年金の遡及支給に係る場合については、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、自立更生費の控除は厳格に対応され、原則、全額返還するものとされている。

処分庁においては、前記2 処分庁の主張の(1)のア及び(2)のアのとおり、

法第61条に基づく収入申告について説明を行った事実は認められるが、法第63条に基づく費用返還の必要が生じることを説明した挙証資料はなく、処分庁が、請求人に対し事前により丁寧な説明を行っておれば、請求人は不安に陥ることはなく、保護の実施機関として、請求人の切なる気持ちに寄り添うべきであり、自身の弁明を省みるべきであったとはいえるものの、上記のとおり、年金については原則全額返還とされるものであるため、本件決定を取り消すまでの瑕疵があるとは認められず、また、請求人から主張のあった光熱水費や奨学金の控除は、前記1の（7）に照らし、真にやむを得ないものとは認めがたく、よって、本件決定に違法又は不当な点があったとまでは認められない。

なお、請求人の真の主張は、請求人が入院や手術等となった際の長女の暮らしについての不安であり、前記2 処分庁の主張の（2）のアのとおり、処分庁は請求人から請求人の長女の相談があれば対応することを説明しているとのことであるが、今後より一層、処分庁は、請求人と共に、長女の今後の暮らしについてより良い検討を行うよう強く求めることを付言する。

（2）答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 理由の要旨

（ア）法第63条は、被保護者は都道府県等に対して「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」を返還しなければならないと規定しており、被保護者が返還すべき額については、その受けた保護金品に相当する金額を上限としつつ、保護の実施機関が定めるものとしている。同条がその額の算定を保護の実施機関に委ねているのは、返還すべき額を、原則として、被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲とすることとした上で、返還を免除すべき額をどのように算定するかについては、保護の実施機関の裁量に委ねたものと解される。

そして、法が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすること（法第1条参照）を勘案すると、保護の実施機関においては、返還すべき額を定めるに当たり、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮を行わなければならない。つまり、そこでは、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要であると認められる額（返還後の資力の多寡）や、生活保護受給において当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられる費用の有無を検討することが求められるのである。

それにもかかわらず、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮をしないこと等により、その自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態となると認

められる場合は、上記の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となる場合がある（東京地裁平成27年3月10日判決、大阪高裁平成18年1月21日判決など参照）。

(イ) この考え方は、前記1の(7)のとおり、課長通知における「(2) 遷及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取り扱いについて」でも、基本的には前提とされていることができる。

その上で、課長通知によれば、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遷及して年金を受給した場合、保護の実施機関は、①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、及び②当該費用返還額は原則として全額となることのほかに、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこととする取扱いを、被保護世帯に対して説明しておくこととされている（なお、答申書の第2の2（審査会からの質問に対する処分庁からの平成29年11月16日付けの回答書（以下「回答書」という。）の要旨）(5)にいう「自立更生免除の制度」とは、この取扱いを意味する）。

(ウ) 以上の見地から、請求人が受給した年金遷及分の全額返還を決定した処分庁の判断に、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、本件決定は違法であるか、あるいはこれに至らないものの不当であると認められるか否かについて検討する。

a 平成27年7月14日、請求人が処分庁に来庁し、障害基礎年金2級の認定結果が出たとして平成27年7月2日付け国民年金・厚生年金保険年金証書（障害等級2級の記載あり）を提出した際、回答書によれば、「担当ケースワーカーは請求人に対して、年金の遷及があれば返還となる可能性がある旨を口頭で説明しています。」という。しかしながら、同日のケース記録にはこの記述はなく、説明を行ったことを挙証する資料は提出されていない。

b 請求人は、自身の病状や日常生活における支障の程度等について、審査請求書で次のように訴えている。すなわち、請求人が17年前から関節リューマチと診断され、それ以後治療をしているが、関節の変形と腰の痛みで長い距離を歩けなくなり、左手のしびれ、右ひじの変形で5年前から日常生活に支障が出るようになっていること、手首の手術、右ひじの人工関節、腰、膝の人工関節、左足の甲の骨を削る手術など入院、手術を繰り返しており、今後も入院、手術を繰り返すおそれがあること、風呂のリモコンが故障し修理に2万円ほどかかるなど日常生活の面で一時的な出費を要する事態が生じていること等である。

こうした請求人の病状等について処分庁が本件決定時にどのように把握していたか、本審査会が質問したところ、回答書によれば、処分庁は、週2回、B病院に通院し、関節リウマチ、腰椎椎間板ヘルニアの治療をしていること、寒い時期はリウマチの痛みが酷いため手足が思うように動かないということを聽取し

ているというものであった。また、本審査会に提出されたケース記録票にも、請求人は平成26年10月、12月、さらに本件処分後の平成28年7月にも腰のヘルニア手術予定などで入退院を繰り返していること、術後の状態が悪く移動に車椅子を必要としていたこと、定期的にB病院に通院していることが記されている。

- c ケース記録票及び回答書によれば、以上のような請求人の病状や日常生活における支障の程度、及び年金の用途にかかる意思等を把握していたにもかかわらず、平成28年3月31日、請求人が処分庁に来庁し、年金の遡及支給による収入があった旨の収入申告書を提出した際、担当ケースワーカーは請求人に対し、「資力発生日よりこれまでに支給した保護費を計算の上、返還方法を決定する」と伝え、これに対して請求人が返還に納得がないこと、300,000円を費消したこと等を告げたところ、分納についての相談には応じる等と言うのみであった。

この時点で法第63条に基づく費用返還の説明をしたか否かについては、口頭で説明を行ったと述べるもの、処分庁が自認するようにケース記録に記載はなく、その挙証資料は提出されていない。そもそも自立更生免除の制度については、回答書によれば、請求人に対して全く説明していないことが認められる。

- d 前記1の(7)のとおり、課長通知では、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生免除の制度を適用するにあたって、被保護世帯が事前に保護の実施機関に対し相談することが必要であるとされている。もっとも、被保護世帯にとっては、自立更生免除の制度の存在を保護の実施機関から事前に知らされなければ、相談するということに考えが及ばないのが通例である。

- e この点に関して、たしかに請求人は、平成28年3月31日に、年金の遡及支給分のうち約300,000円を世帯分離中の長女の奨学金の返済や光熱費などに費消したと処分庁に回答しており、また、審査請求書では主に、自身が入院する間の長女の生活を含む生活費についての不安を訴えている。また、処分庁は、請求人の前記回答を受けて、問答集の問13の5などを参考に、処分庁内で検討した結果、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するとまではいえないと判断したと述べる。(ただし、その具体的な検討内容を示したケース検討会議記録などの挙証資料は提出されていない)。

しかしながら、処分庁は、前記cのような請求人の病状や日常生活における支障の程度、及び年金の用途にかかる意思等を把握していたのであるから、費用返還等の取扱いに係る課長通知に沿って、自立更生免除の制度について請求人に十分説明し、その上で、請求人の病状に伴う日常生活における具体的な支障の程度に応じ、その自立更生のためのやむを得ない用途に充てる費用の有無について、より丁寧に請求人の意向を聴き取る等の調査を行い、その結果を踏まえて自立更生免除の制度を適用して返還額を減免するか否かを十分に検討するべきであった。それにもかかわらず処分庁がこうした調査、検討を行ったこ

とを証する資料は見当たらない。

(工) 以上より、処分庁は、法第63条に基づき返還すべき額を定めるに当たり、請求人世帯の自立助長の観点からの考慮を行っていないということができる。このことにより、同世帯の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態となると認められる場合は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして本件決定は違法となり得る。

少なくとも本件では、処分庁が請求人に対して法第63条に基づく費用返還について十分な説明をしたことを裏付ける資料はなく、ましてや自立更生免除の制度について全く説明を行わず、請求人の病状に伴う日常生活における支障の程度等を十分に考慮した上で自立更生免除を行うか否かの検討を尽くしていないことが明らかである。この点で、処分庁の裁量権の行使は法第63条及び自立更生免除の制度の趣旨・目的に照らし適正を欠き、それゆえ、本件決定は不当であり、取り消されるべきである。

3 本件決定について

(1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の(1)及び(2)のとおり、処分庁は、請求人が平成28年3月15日に、平成26年7月から平成27年5月分までの年金を遡及して受給したことから、請求人に対し、前記1の(3)から(6)により、年金支払対象期間の初月である平成26年7月を資力の発生日とし、同月から平成28年3月までの保護費1,723,096円と比較した上で、年金遡及分の709,616円の返還を求める本件決定を行ったことが認められる。

(2) 処分庁は、前記1の(3)及び(6)により、遡及年金は費用返還の対象となること、また、法第61条に基づく収入申告について説明をしたことから本件決定について違法又は不当な点はない旨主張する。

確かに、年金については、前記1の(4)のとおり、その実際の受給額を認定することとされ、また、遡及年金については、前記1の(7)のとおり、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、自立更生費等の控除は厳格に対応することが求められている。なお、そのためには、法第63条に基づく費用返還の必要が生じることや原則全額返還となること、真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが事前に保護の実施機関に相談することが必要であることを説明しておくこととされている。

この点について、上記説明がないことのみをもって直ちに違法であるとまでいうことは困難であるものの、本件においては、請求人は障害基礎年金2級を受給し、関節リウマチ、腰椎椎間板ヘルニアの治療や入退院を行っており、長女の暮らしについての不安を抱えるなど特段の事情を有しているなか、処分庁は、請求人に対し事前の説明を行っておらず、また、請求人の置かれた状況を踏まえ、前記1の(7)

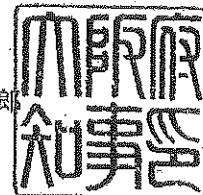
に記載のある真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるか否かについて検討した事実は認められない。よって、この点において、処分庁の裁量権の行使は、法第63条及び課長通知の趣旨・目的に照らし適正を欠き、それゆえ、本件決定は不当といわざるを得ず、本件決定は取り消さざるを得ない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年4月11日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。